

令和2年度 大阪府育英会奨学生の募集について(概要)

(※募集に関する詳細については5月上旬に掲載する予定です。)

■ 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

(奨学金は貸付金です。返還金は後輩のための奨学金になりますので、貸付終了後(卒業後等)は必ず返還して下さい。)

■ 申込資格 (1)～(3)のすべてに該当する方

(1) 学校教育法による次の学校に在学する方

高等学校(中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校(高等課程)

(2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること。

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。

(3) 令和元年度(平成31年度)の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が次のとおりであること。

国公立 **418,500円未満**(年収めやす※800万円未満)

私立 **578,500円未満**(年収めやす※1,000万円未満)

※ 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

※ 高等専門学校4・5年生については別基準での判定となります。

■ 奨学資金貸付額 (年額)

(1) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円未満(年収めやす800万円未満)の方

○国公立・私立とも

「授業料実質負担額(※1) + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額(1万円単位)

授業料実質負担額が無償となる場合、貸付限度額は10万円です。

(※1)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が578,500円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)の方

○私立のみ

「授業料実質負担額」の範囲内で希望する額(1万円単位)。但し24万円(※2)を上限とします。

(※2)授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額を上限とします。

府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収めやす800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。

■ 申込手続及び問合せ先 在学する学校

(1) 在学する学校で奨学生申込みのしおりの交付を受けてください。

(大阪府育英会から各学校への申込書等の送付は、5月上旬を予定しております。)

(2) 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。

公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課

電話 06(6357)6272 業務時間 平日 9:00～17:30